

## 資料 1

湖 住 第 2 7 9 号  
令和 3 年 (2021 年) 10 月 8 日

各 区 長 様

湖南市長 生 田 邦 夫

木造住宅無料耐震診断等及びブロック塀撤去改修（補助金交付）に係る募集について（依頼）

平素は、住宅行政に格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、建築物の耐震改修を促進する事業の一環として、昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された木造住宅を、滋賀県に登録された「滋賀県木造住宅耐震診断員」により無料で耐震診断し、その結果、上部構造評点が「0.7 未満」と判断された場合は、「0.7 以上」に補強するための補強案及びその概算費用内訳書を作成する事業を実施しています。

また、地震等により倒壊の危険性のあるブロック塀について、撤去等にかかる費用の一部の補助を実施しています。

つきましては、別紙案内チラシを組回覧として配布いただきますようお願いいたします。

### 記

申込期限：令和 3 年 12 月 20 日（月）

予定戸数：木造住宅無料耐震診断 7 戸

※予定戸数に達した場合は、次年度に実施する場合があります。

ブロック塀撤去改修補助 15 名程度（先着順）

#### 【問い合わせ先】

##### ＜木造住宅無料耐震診断等に関する事＞

湖南市都市建設部住宅課

住宅係：木田・青山

T E L：0748-71-2349

F A X：0748-72-7964

E-MAIL：[juutaku@city.shiga-konan.lg.jp](mailto:juutaku@city.shiga-konan.lg.jp)

##### ＜ブロック塀の撤去改修補助に関する事＞

湖南市都市建設部土木建設課

管理係：中井・筒井

T E L：0748-71-2333

F A X：0748-72-7964

E-MAIL：[kensetsu@city.shiga-konan.lg.jp](mailto:kensetsu@city.shiga-konan.lg.jp)

**無料で実施します！！**

## 木造住宅耐震診断・木造住宅耐震改修補強案作成

<事業の概要>

(1) 事業の目的

巨大地震による倒壊の可能性が高いとされている昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された木造住宅の所有者に対し、耐震診断を実施し、耐震改修を行う際の補強案と概算改修費用の提示を行います。

(2) 対象建築物

市内に現に完成している木造住宅で、次の表に示すすべての要件を満たすものです。

- ・昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工され、完成しているもの
- ・延べ面積の過半の部分が住宅の用途に供されているもの
- ・階数が 2 階以下かつ延べ面積 300 m<sup>2</sup>以下のもの
- ・木造軸組工法もので、枠組壁工法、丸太組工法の住宅ではないもの
- ・国土交通大臣等の特別な認定を得た工法による住宅でないもの

※ただし、上記の要件を満たすものでも、次に該当する場合は対象外となる場合があります。

- ① 過年度に補助事業にて耐震診断を受けた建築物の場合
- ② 昭和 56 年 5 月以降に建築確認申請を伴う増築を行っている場合

(3) 申請に必要な書類

申請書および建築物の建設時期、延べ面積などのわかる書類（建築確認通知書、固定資産税家屋評価証明書、建築物の登記簿の写しおよび建築図面）

(4) 申込方法

所定の申込書（湖南省のホームページからダウンロードできます。）に必要な書類を添えて都市建設部住宅課までお申し込みください。

(5) 申込期限

令和 3 年 12 月 20 日（月） 予定数（7 戸）に達した場合は、次年度の実施になる場合があります。

<問合せ先>

湖南省都市建設部住宅課

T E L : 0748-71-2349（直通）

## ○湖南省ブロック塀撤去改修補助金について

湖南省では、地震等の災害におけるブロック塀の倒壊事故被害を防止し、地震に強い安全なまちづくりを推進するため、道路に面したブロック塀の撤去又は改修を実施する者に対し、平成30年7月6日からブロック塀撤去改修工事の費用を補助しています。

※道路とは、建築基準法第42条に規定する道路等とします。

※ブロック塀は、建築用コンクリートブロック（その他これに類する材料で作られた塀等及び門扉のことです。

※撤去は、ブロック塀の全て又は一部を取り除くことです。

※改修は、ブロック塀の撤去後に引き続き建築基準法に適合したブロック塀、軽量なフェンス又は生垣を設置することです。

### ● 補助対象工事

※撤去するブロック塀の高さが道路面から60cm以上のもの。

（ただし、道路面との差がある場合は、ブロック積の高さ）。

※ブロック塀の一部を撤去する場合は、撤去後のブロック塀の高さが全て60cm未満となるもの。

※ブロック塀が道路内又は道路に残存または突出しないもの。

※改修後の軽量なフェンスにブロック塀を併用する場合は、高さ60cm以下のものでその基礎の高さは、道路から10cm以下のもの。

※個人所有のブロック塀に限ります。

### ● 補助事業対象者

※市内に存するブロック塀の所有者で、当該ブロック塀を撤去又は改修する者。

※年度内に補助対象工事を完了する見込みのある者。

※過去にこの補助金の交付を受けていない者。

※市税等の滞納がない者。

※暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でない者。

● 補助対象額

※補助対象額は、ブロック塀の撤去に要する壁面 1 m<sup>2</sup> 当たり 6,000 円により  
算出した額と撤去に係る所要経費額（見積額）のいずれか少ない方の額。

※15 万円を限度とする。（1 人 1 回限り）

● 申請に必要な書類

- (1) 位置図
- (2) 撤去又は改修するブロック塀の配置図
- (3) 撤去又は改修するブロック塀の高さ及び仕様を示した概要図等
- (4) 施工業者が発行した見積書
- (5) 現況(工事前)写真
- (6) その他市長が必要と認める書類

● 完了時に必要な書類

- (1) 撤去し、又は改修したブロック塀の高さ及び仕様を示した概要図
- (2) 工事費の請求書及び領収書の写し
- (3) 着工前及び完了後の全景写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

● 問い合わせ先

〒520-3288 湖南市中央一丁目1番地

湖南市都市建設部土木建設課管理係

TEL. 0748-71-2333 (直)

FAX. 0748-72-7964